

財政融資資金等の実地監査について

平成 24 年 9 月 21 日

財務省理財局

1. 法人等実地監査

(1) 概要

- 財投対象事業を行う独立行政法人等に対する実地監査は、「財政投融資改革の総点検について」(財政制度等審議会財投分科会:16年12月)における提言を受けて、平成17年度から開始した制度である。
- 法人等実地監査においては、公的資金の貸し手、高い信用力の供給者としての視点から、

- ①財投対象事業にふさわしい政策的意義
 - ②財務の健全性・償還確実性
 - ③資金の適正な執行

等の実態を実地に確認している。
- 監査結果については、毎年度の財投編成作業の審査に活用し、実際の事業の見直しに結びつけていくこととしている。

(参考)「財政投融資改革の総点検について」(16年12月) - 抜粋 -

- 財投事業については、…財務の健全性、事業の必要性を入念にチェックするには、毎年度の財投編成作業における審査に加え、実地での確認作業が必要。
- 実地監査においては、…当該機関の財務の健全性、資金の適正な執行状況、国が有償資金を用いて支援するにふさわしい事業かどうか等…財投事業のチェックを行っていくことが適当。

(2) 実施状況

- 23事務年度(23.7～24.6)は以下の6機関に対し網羅的監査を実施。
- なお、(独)水資源機構等の3機関については、前回監査の指摘事項に対する措置状況についても監査を実施。

	23事務年度	(参考) 22事務年度
第2・四半期 (10月～12月)	食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定) 社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構 (独)森林総合研究所
第3・四半期 (1月～3月)	(株)日本政策金融公庫(証券化支援買取業務) (独)水資源機構(※)	(独)奄美群島振興開発基金 エネルギー対策特別会計
第4・四半期 (4月～6月)	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(※) (独)国立大学財務・経営センター(※)	—

(※)は、2回目の機関である。

(注)22事務年度は、東日本大震災が発生したため、第4・四半期の実施を見合わせた。

(3) 監査結果

[食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定)]

以下の事実を確認したため、事業の適正な執行等を確保する観点から、所要の改善を求めた。

- 農林水産省においては、政策評価基本計画(平成22年8月10日農林水産大臣決定)に基づき、各地方農政局等が事後評価を実施し、指摘事項がある場合には措置状況のフォローアップを実施することとしているが、一部の地方農政局において、取り組みが不十分な状況にあること。

[社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)]

「空港運営のあり方に関する検討会報告書(平成23年7月29日)」において、下記の指摘があること等を踏まえ、羽田空港の運営見直しに当たっては、将来にわたって財政融資資金の償還確実性が担保されるスキームを構築するとともに、その他の空港の運営見直しに当たっては、空整勘定の財務の健全性が維持されるよう進めていくことを求めた。

<空港運営のあり方に関する検討会報告書(抜粋)>

5 空港経営改革の実行プロセス

(4) 運営委託等の実行

… 第1フェーズの期間内に可能な限り多くの空港の運営委託を進めた上で、多額の財政投融資等からの借入金を抱える羽田空港等、やむを得ず同様の取扱いができないものについては第2フェーズを設定し、その中で、経営改革の実現を目指すべきである。…

6 関連する論点についての考え方

(2) 特に個別の配慮が必要な空港

羽田空港の見直しに関しては、現時点で1兆円近く残った財政投融資等からの借入金が確実に償還可能なスキームを構築する必要がある。…

また、以下の事実を確認したため、空整勘定の財務の健全性等を確保する観点から、所要の改善を求めた。

- ▶ 近年、着陸料等の延滞額が増加しているが、統一された手続きによらず、督促記録の管理が徹底されていない等、延滞債権の解消に向けた取り組みが不十分な状況にあること。

[(株)日本政策金融公庫(証券化支援買取業務)]

以下の事実を確認したため、産業投資の収益性を確保する観点から、今後の組成に当たっては、リスク分析の充実等に取り組むことを求めた。

- ▶ 内部規程(証券化支援業務規程)に基づいて定めている審査基準を満たさない者に対し、別途、運用基準を定め原則外の運用として承認した者にかかるデフォルト率が、審査基準を満たした者と比較して高水準な状況にあること。

[(独)水資源機構]

今般の監査においては、前回監査の指摘事項に対する対応状況を含め、監査を実施した範囲において改善を要する事項は認めなかったが、機構が現在行っているダム等建設事業のうち国土交通大臣の指示に基づいて検証作業が進められている5事業について、今後、国土交通大臣が中止等の対応方針を決定した場合には、財政融資資金の償還が確実になされるよう、主務省と調整の上、費用の負担方法などを決定することを求めた。

〔(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構〕

以下の事実を確認したため、財政融資資金の償還確実性等を確保する観点から、リスク管理の充実等に取り組むことを求めた。

- 民鉄線建設事業において、前回監査の指摘に基づき、内部規程(経営動向等に関する調査等実施要領)を策定したものの、当該実施要領に規定する長期収支計画の時点修正が行われていないことなど、償還確実性の分析が不十分な状況にあること。
- 船舶共有建造事業において、前回監査の指摘に基づき、平成18年度に共有事業者の債権管理強化のための信用リスク管理システムを導入したものの、収益性等のリスク管理や監視については、未だ、当該システムの活用が図られていない状況にあること。

なお、上記以外の前回監査の指摘事項に対しては、譲渡債権の保全に関する基本方針を策定するなど、改善が認められた。

〔(独)国立大学財務・経営センター〕

以下の事実を確認したため、将来にわたって財政融資資金の償還確実性等を確保する観点から、所要の改善・検討を求めた。

- 前回監査の指摘を受けて策定した、内部規程(貸付金債権管理規程運用手続き)に基づき実施している国立大学附属病院の経営状況の検証について、病院収支に直接関係のない収入を含めて経年比較分析がなされているなど、現在行っている取組みの精度を高める必要を認めたこと。

なお、上記以外の前回監査の指摘事項に対しては、貸付審査基準の具体的な手続きを策定するなど、改善が認められた。

(4) 22事務年度実地監査結果の反映状況

法人等実地監査

法人名	指摘事項	対応状況
(独)新エネルギー産業技術総合開発機構	✓ 機構の委託先に対する検査時における指摘事項及び処置結果の記録が組織的に管理されていないなど、研究委託先の管理が適切に行われていないため所要の改善を図ること。	✓ 検査における指摘事項及び処置結果の記録として「処置リスト」を作成し、「検査調書」の起案文書に添付することとした。
	✓ 委託先からの収益納付額が、収支見込と大幅に乖離している状況にあるなど、収益の最大化を図る取り組みを実施するため、所要の改善を図ること。	✓ 費用対効果も勘案しつつ、実用化が見込まれる案件については人材を集中させるなど、収益納付の最大化に向けた取組を行うこととした。 (参考) 累計売上高 22' 26件(53億円) → 23' 27件(72億円)
(独)森林総合研究所	✓ 長伐期化に伴う変更契約を適切に実施するため、本部主導により組織全体として所要の改善を図ること。	✓ 契約変更手続きを確実にを行うため、森林農地整備センターへの指導内容を充実させた「契約管理マニュアル」を整備。 (参考) 変更契約未済案件 131件(監査実施時点) → 84件(24年3月末) ✓ 個人の契約者多数の場合には、任意組合の設立を基本とすることについて、通知文書により指導を図った。
	✓ 分収造林契約に基づく施業に際し、契約の透明性及びコスト削減の取り組みを図ること。	✓ 作業道事業を第三者に請け負わず場合の競争性・透明性の確保について通知文書により指導を行うとともに、関連する規程を改正。 ✓ 林業資材について、領収書等を提出させ実費確認することについて通知文書により指導を行うとともに、実態を踏まえた支出とするよう規程を改正。
(独)奄美群島振興開発基金	✓ 保証及び融資の実行時の審査において、融資先の資金繰り計画の計数の誤りを見逃しているなどの問題がある事例があることから、所要の改善を図ること。	✓ 資金繰り計画の徴求徹底と精査等について更なる改善を図ることを目的として審査マニュアルを改正(23年6月20日)。
	✓ 融資実行後の管理において、設備の改築資金の一部が他の用途に流用されている事例があることから、融資実行後の債権管理を適切に実施するため所要の改善を図ること。	✓ 「審査マニュアル」及び「債権管理事務マニュアル」の改正を行い、適正な資金利用について一層の確認強化を図ることとした(23年6月20日)。
エネルギー対策特別会計	✓ 基地建設の委託先である(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する監督を適切に実施するため所要の改善を図ること。	✓ 基地建設に係る会議を定例化(毎月1回開催)。 ✓ 工程管理等の詳細な把握に努めることで監督を強化。
	✓ 改良・更新工事について、各基地毎に作成している計画の精度を高め、また、費用対効果も踏まえた基地全体の中長期的な計画を策定すること。	✓ 基地操業受託者に対し提出された計画に対する詳細ヒアリングを実施し、費用対効果を踏まえた中長期保全計画を策定するよう、機構を指導。

2. 地方公共団体実地監査

(1) 概要

- 地方公共団体に対する実地監査においては、全国の財務局・財務事務所等の資金実地監査官等が、融通先である地方公共団体に定期的に赴き、

- ①元金の償還等(公営企業の経営状況把握等)
- ②融通資金の使用状況
- ③事業の成果等

に関する事項等の実態を実地に確認している。

(これまでの経緯)

- 平成19年度以前は、貸付対象外費用の混入の有無についての確認が中心
- 平成20年度以降、公営企業の経営状況の実態把握及び評価に重点をシフト

(参考)

「財政投融資改革の総点検フォローアップ」(17年12月、財政投融資分科会)での指摘を踏まえ、「今後の財政投融資の在り方について」(20年6月、財政投融資に関する基本問題検討会)において、以下の取組みを求められた。

「平成20年度から、これまで中心であった適債性の非違事項の確認については簡素化を図る一方、公営企業について、貸付金の償還確実性の確保を図る観点から、経営状況の実態把握及び評価に努める。

また、これらの実態把握等を踏まえ、地方公共団体に対して、公営企業の経営状況を改善するための取組みを含め、償還確実性の確保について報告を求めるなど、監査手法の充実を図る。」

(2) 公営企業の経営状況把握にかかる実地監査の実施状況及び監査結果

① 実地監査の実施状況

(平成23年度実績)

ア. 地方公営企業の企業数及び経営状況

事業名	企業数			監査対象 企業数 (C)	監査実施企業数	
	(A)	赤字企業数 (B)	割合 (B/A)		(D)	割合 (D/C)
上水道事業	1,358	154	11.3%	1,337	54	4.0%
下水道事業	3,120	272	8.7%	3,088	355	11.5%
病院事業	654	295	45.1%	619	92	14.9%
工業用水道事業	152	16	10.5%	113	11	9.7%
地下鉄事業	10	3	30.0%	10	1	10.0%
合計(5事業)	5,294	740	14.0%	5,167	513	9.9%

(注1) 企業数は、23年度監査対象5事業に係る企業数であり、その他の事業を含めた全企業数は、8,848企業である。

(企業数は、総務省「地方公営企業年鑑第58集(平成22年度決算値)」による。)

(注2) 監査対象企業数は、22年度末現在で財政融資資金の貸付残高を有する23年度監査対象5事業に係る企業数であり、その他の事業を含めた全監査対象企業数は、7,182企業である。

(注3) 赤字企業数は、地方公営企業法適用企業にあつては経常損益、同法非適用企業にあつては収益的収支がマイナス(△)の企業数である。

(注4) 上水道事業には、簡易水道事業は含まない。下水道事業には、簡易排水事業施設等の小規模施設は含まない。

イ. 企業債残高(22年度末現在)の状況

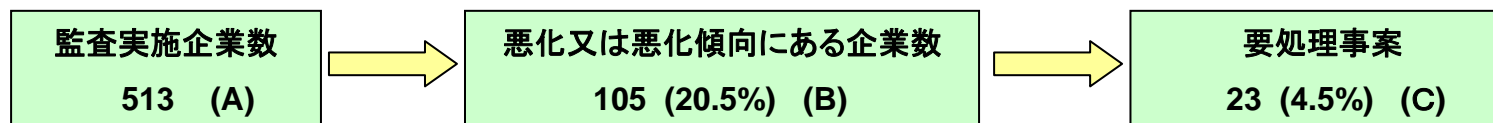
(単位:億円)

区分	企業債残高 (A)	うち監査実施先の企業債残高 (B)	割合 (B/A)
合計(5事業)	475,398	41,857	8.8%
財政融資資金残高	190,219	16,671	8.8%

(注) 企業債残高は、23年度監査対象5事業に係る残高であり、その他の事業を含めた全企業債残高は、53兆3,477億円(うち全企業財政融資資金残高20兆6,149億円)である。

②公営企業の経営状況把握にかかる監査結果

【要処理事案の状況】



区 分	監査実施 企業数	業 種				
		上水道	下水道	病院	工業用 水道	地下鉄 事 業
監査実施企業数 (A)	513	54	355	92	11	1
悪化又は悪化傾向にある企業数(B)	105 (20.5%)	7	79	15	3	1
要処理事案 (C)	23 (4.5%)	1	19	3	-	-
文書照会(注2)	13 (2.5%)	-	12	1	-	-
文書注意(注3)	10 (1.9%)	1	7	2	-	-
貸付制限又は 繰上償還	-	-	-	-	-	-

(注1) ()内書は監査実施企業総数に占める割合を示している。

(注2) 文書照会とは、決算と収支計画の各項目を比較して10%以上の乖離がある、経営指標が類似団体との平均経営指標と比較して20%以上の乖離がある等の場合に、その内容を明示した文書をもって、今後の改善に向けた取組み等について報告を求めるものである。

(注3) 文書注意とは、決算と収支計画の各項目を比較して20%以上の乖離がある、経営指標が類似団体との平均経営指標と比較して40%以上の乖離がある等の場合に、その内容を明示した文書をもって注意し、具体的な改善目標を定めた経営改善計画の策定等今後の具体的な取組みについて報告を求めるものである。

(注4) 悪化又は悪化傾向にある105企業について、要処理事案は23企業であるが、このほか要処理事案として整理を行わない補償金免除繰上償還承認企業が59企業、乖離幅が要処理事案となる基準に満たなかったもの等が23企業ある。

【上水道事業(54企業)にかかる監査結果の概要】

1. 経営状況が悪化又は悪化のおそれ(7企業)

(要因)

- ・ 給水人口の減少に伴う供給量の減や節水意識の高まりにより料金収入が減少
- ・ 既存施設の維持補修費や拡張工事に伴う設備の減価償却負担が経営を圧迫 等

2. 要処理事案(文書注意:1企業)

(措置理由)

景気後退に伴う節水意識の高まりによる使用水量の減により、料金収入が減少する一方、鉛管取替工事など緊急を有する修繕費等が増加した等の要因により、経常損失及び累積欠損金が大幅に増加し、措置基準に該当

3. 企業から提出された改善策

水道事業懇談会において、事業経営のあり方や課題解決について検討。懇談会の答申を受け、今後、施設整備計画及び財政計画を策定予定

【下水道事業(355企業)にかかる監査結果の概要】

1. 経営状況が悪化又は悪化のおそれ(79企業)

(要因)

- ・ 原価を適正に反映した料金設定となっていないことから、汚水処理費を使用料収入で賄えない状態が継続
- ・ 地理的な要因等から複数の処理場を有していることから、維持管理費が高水準 等

2. 要処理事案(文書注意:7企業、文書照会:12企業)

(措置理由)

- ・ 使用料収入が伸び悩む中、維持管理費の増加による収支不足拡大により、他会計繰入金(基準外繰入金(注1))が大幅に増加し措置基準に該当
- ・ 適正な料金設定となっていないことから使用料収入が低い等の要因により、類似団体平均に比べ使用料回収率(注2)が著しく低くなっており、措置基準に該当 等

3. 企業から提出された改善策

- ・ 料金改定や戸別訪問等による水洗化率向上に伴う収入増加
- ・ 人件費削減や処理場統廃合によるコスト削減 等

(注1)総務省が示す基準を超えて、公営企業が一般会計から繰り入れた金額

(注2)使用料回収率＝使用料収入 ÷ 汚水処理費

【病院事業(92企業)にかかる監査結果の概要】

1. 経営状況が悪化又は悪化のおそれ(15企業)

(要因)

- ・ 医師不足により患者数が減少したこと等による医業収益の減少
- ・ 職員給与費や医療材料費など医業費用の増加 等

2. 要処理事案(文書注意:2企業、文書照会:1企業)

(措置理由)

- ・ 医師退職や近隣病院との競合により患者が減少し、医業収益が計画未達となっており、措置基準に該当
- ・ 医業収益が減少する一方、職員給与費は増加が続き、類似団体平均よりも医業収益に対する職員給与費の割合が高めとなっており、措置基準に該当 等

3. 病院から提出された改善策

- ・ 地元大学や医師会への医師派遣要請や医師の個人的つながりによる医師の確保による医業収益の増加
- ・ 急性期医療を終えた患者の一時的受入れによる入院収益の増加や健康診断及び居宅介護支援事業による収益増加 等

(3) 適債性にかかる実地監査の実施状況及び監査結果

① 適債性にかかる実地監査の実施状況

ア. 普通地方公共団体等の監査団体及び件数(22年度末現在)の状況

区分	全 国 団体数	全監査対象団体(A)		23年度実施団体(B)		(B/A)
		団体数	件数	団体数	件数	団体数
普通地方公共団体等	1,797	1,797	364,496	276	1,160	15.4%
事 務 組 合	1,383	812	6,485	17	35	2.1%
合 計	3,180	2,609	370,981	293	1,195	11.2%

(注1) 件数は借用証書口数。

(注2) 普通地方公共団体等には、東京都特別区を含む。

イ. 普通地方公共団体等の財政融資資金残高(22年度末現在)の状況

(単位: 億円)

区 分	全国残高(A)	うち監査実施先の残高(B)	割合(B/A)
合 計	552,050	77,119	14.0%
普通地方公共団体等	534,794	76,678	14.3%
事 務 組 合	17,256	441	2.6%

② 適債性にかかる監査結果

25団体において、対象外事業費混入、事業費減に伴う借入超過等の不適切事案を確認し、文書注意27件を行った。

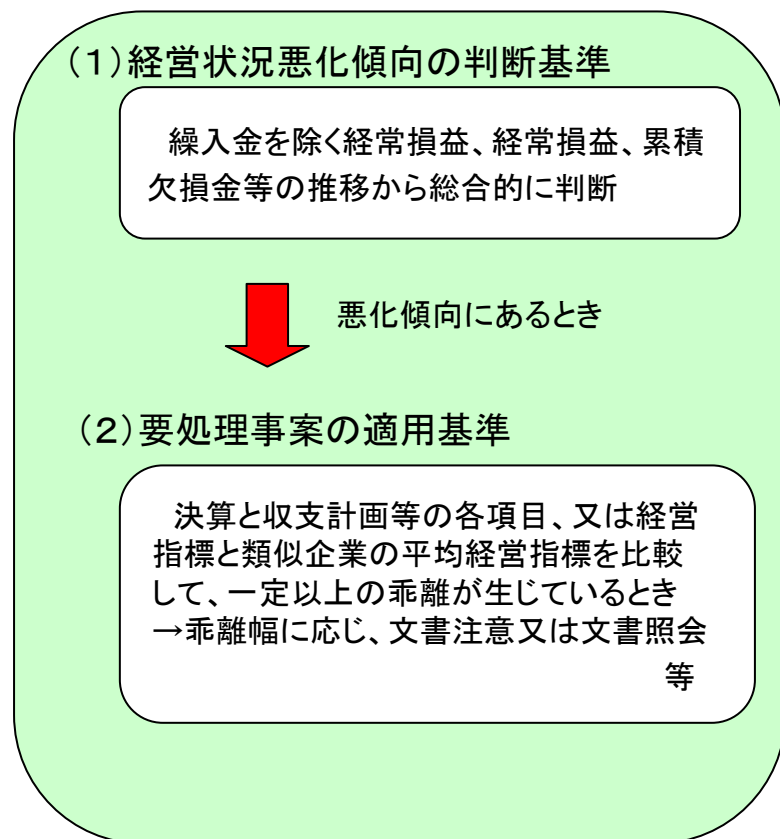
(参考)

公営企業の経営状況把握にかかる実地監査業務の見直し

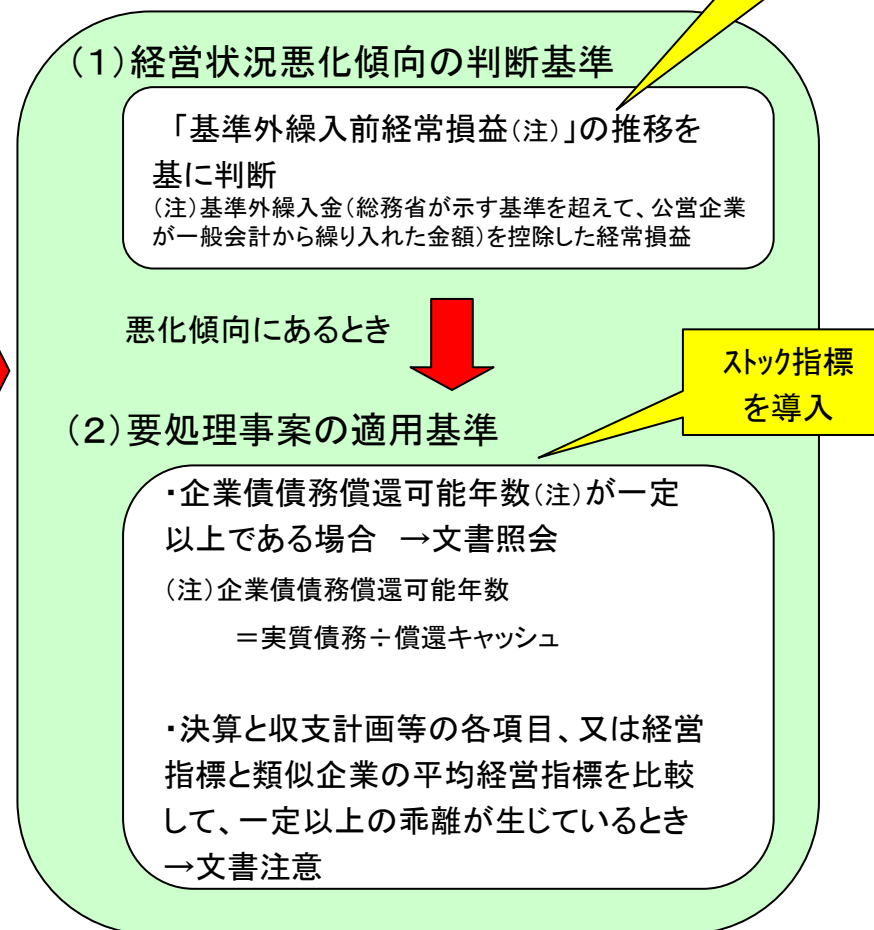
地方公共団体実地監査

1. 分析手法等の充実

(23年度)



(24年度)



2. 監査マニュアルの作成

実地監査に必要な知識や経営分析手法等を記載したハンドブックを作成し、試行的に活用